4編 共通費

1章 一般共通事項

1. 1 適用範囲

本編は、土木工事及びこれらに類する工事の共通費 (共通仮設費、諸経費) の積算に適用する。ただし、キャンパス外における工事並びに 橋 梁 、トンネル等の大規模特殊工事など本編により難い場合は、別途算出することができる。

- (1) 共通費は、工事の種類、規模、程度、時期、工期、施工場所、一般経済界の状況、特に需給関係、契約条件等によって左右されるものであるが、通常は本編によって算出する。
- (2) 本編による共通費算出の適用範囲は、本要領によって、数量及び単価を算出する工事とする。なお、本編により難いと判断される工事の共通費は、工事の規模、内容、工法等により、発注者が別途定めるものとする。

1.2 共通費の構成

共通費は、直接工事費以外の工事費及び経費等とし、共通仮設費及び諸経費によって構成されている。共通費の構成は、図1.1による。

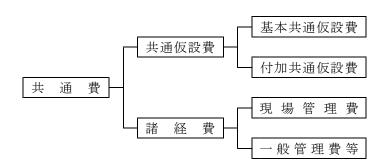


図1.1 共通費の構成

- (1) 共通仮設費は、基本共通仮設費と付加共通仮設費によって構成される。
- (2) 諸経費は、現場管理費及び一般管理費等によって構成される。

1.3 工事の一時中止に伴う増加費用

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算については,「国土交通省土木工事積算基準」(以下「国交省基準」という。)による。なお,現場経費率は,「公園工事」により算出する。

1. 4 異種工事を含む工事を発注する場合の共通費の算出

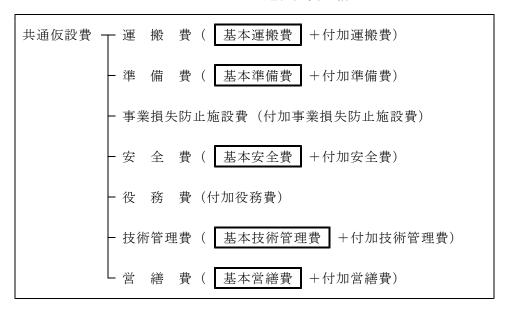
特別な場合で、主となる土木工事に異種工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事をいう。)を含む工事を発注する場合の共通費は、土木工事と異種工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算出する。

2章 共通仮設費

2. 1 共通仮設費の構成

共通仮設費の構成は、図2.1による。

図2.1 共通仮設費の構成



- (1) 本編では、図2.1 で囲んだ費用を総合して基本共通仮設費、その他を付加共通仮設費という。
- (2) 基本共通仮設費は、原則としてすべての工事で積算する費用であり、率計算によって 算出する額で、算出は本編2.4基本共通仮設費の算出による。
- (3) 付加共通仮設費は、工事の実状により必要に応じて積算する額であり、積上げによって算出する額で、算出は本編2.5付加共通仮設費の算出による。

2. 2 共通仮設費の内容

基本共通仮設費,付加共通仮設費の項目別内容は,2-1表による。なお,次表に記載のない場合は,別途考慮する。

2-1表 基本共通仮設費,付加共通仮設費の内容

内容	基本共通仮設費	付加共通仮設費
項目	(率計算による額)	(積上げ計算による額)
運搬費	①質量20 t 未満の建設機械及び器材	①質量20 t 以上の建設機械の貨物自
产派员	等(型枠,足場,支保材等)の搬	動車等による運搬費用
	入、搬出に要する運搬費用並びに	②仮設材(H鋼杭,鋼矢板,覆工板)
	現場内の小運搬費用	等)の運搬費用
	②建設機械の自走による搬入、搬出	③重建設機械の分解・組立て及び輸
	に要する運搬費用	送に要する費用(ただし、トラッ
	③質量20 t 以上の建設機械の現場内	ククレーン油圧伸縮ジブ型20~50
	の小運搬費用	t 吊・ラフテレーンクレーン油圧
	④建設機械の日々回送費用	伸縮ジブ型20~51 t 吊を除く)
	⑤トラッククレーン油圧伸縮ジブ型	The state of the Charter
	20~50 t 吊・ラフテレーンクレー	
	ン油圧伸縮ジブ型20~51 t 吊の分	
	解、組立て費用及び輸送に要する	
	費用	
準備費	①準備及び後片付けに要する費用	①伐開、除根等に伴い発生する廃棄
	②調査・測量、丁張等に要する費用	物の運搬,処分に要する費用
	③準備作業に伴う伐開,除根,除草	
	に要する費用	
	④整地,段切り等に要する費用	
事業損失		①施工に伴って発生する騒音,振動,
防止施設		地盤沈下,地下水の断絶等に起因
費		する事業損失を未然に防止するた
		めの仮施設の設置、撤去に要する
		費用及び維持管理費用
		②事業損失を未然に防止するために
		必要な調査等に要する費用
安全費	①工事地域内全般の安全管理上の監	①バリケード、転落防止柵等の美装
	視及び連絡等に要する費用	化に要する費用
	②不稼働日の保安要員等の費用	②鉄道等に近接した工事現場の出入
	③標示板,標識,保安灯,防護柵,	口等に配置する安全管理員に要す
	バリケード、照明等の安全施設類	る費用
	の設置、撤去、補修に要する費用	③高圧作業の予防に要する費用
	及び使用期間中の損料	
	④夜間作業を行う場合の照明費用	
	⑤安全用品等の費用	
	⑥安全委員会等の実施費用	
	⑦安全,衛生管理に要する費用	

内容	基本共通仮設費	付加共通仮設費
項目	(率計算による額)	(積上げ計算による額)
<u> </u>	(1 #15/11=31 @ #5/)	①土地の借り上げに要する費用。た
人切其		だし、営繕費に係る土地の借り上
		げ費用は除く
		②電力,用水等の基本料金
 技術管理	✓ ①品質管理基準に記載する試験に要	①品質管理基準に記載されていない
費	する費用	試験に要する費用
具	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	②試験盛土等の工事に要する費用
	成、写真管理に要する費用	●吟吹血工サツエザに安り る負用
	③工程管理のための資料作成等に要	
	する費用	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	に要する費用	
	⑤建設資材の品質記録保存に要する	
	費用	
	⑥コンクリート中の塩化物総量規制	
	に伴う試験に要する費用	
	⑦塗装膜厚施工管理に要する費用	
	⑧施工管理に使用するOA機器の費用	
営繕費	①現場事務所、試験室等の営繕に要	①監督職員事務所及び火薬庫等の営
11/11/2	する費用	善に要する費用
	②労務者宿舎の営繕に要する費用	②上記監督職員事務所等の土地,建
	③倉庫,資材保管場の営繕に要する	物の借り上げに要する費用
	費用	③現場事務所、労務者宿舎等の美装
	④上記現場事務所等の土地,建物の	化、シャワー設置、トイレの水洗
	借り上げに要する費用	化等に要する費用
	注)上記営繕とは、建物等の設置、	注)上記営繕とは、建物等の設置、
	撤去、維持、補修をいう。	撤去、維持、補修をいう。

2. 3 共通仮設費の細目別内訳書

(1) 共通仮設費の細目別内訳書は、2-2表による。

2-2表 共通仮設費細目別内訳書

名 称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(B) 共通費		一式				
(1)共通仮設費		一式				
基本共通仮設費		一式				本編 2.4 基本共通仮設費の算出参照
付加共通仮設費		一式				本編 2.5 付加共通仮設費の算出参照

(2) 基本共通仮設費及び付加共通仮設費の計上金額は,1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

2. 4 基本共通仮設費の算出

(1) 基本共通仮設費は、その工事の基本共通仮設費対象額に対応する基本共通仮設費率を用いて(2.1)式により算出する。

 $Kb = P \times Kr \cdots (2.1)$ 式

ただし, Kb: 基本共通仮設費(円)

P:基本共通仮設費対象額(円)

Kr: Pに対する基本共通仮設費率 (%)

(2) 基本共通仮設費対象額(P)は(2.2)式による。

P = 直接工事費+付加共通仮設費の「事業損失防止施設費」+支給品費

…… (2.2)式

ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は基本共通仮設費対象額に含めない。

- イ) 簡易組立式 橋 梁, PC桁, グレーチング床版, 門扉, ポンプ, 大型遊具(設計製作品), 光ケーブル等の購入費
- ロ) 上記 イ)を支給する場合の支給品費
- n) 鋼桁, 門扉等の工場製作に係る材料費, 製作費, 工場塗装費, 工場管理費等の工場 製作原価
- こ) 大型標識柱 (オーバーバング柱 (F型, T型, 逆L型), オーバーヘッド柱) の製作費を含む材料費
- ま) 直接工事費に含まれている処分費(受入費)及び付加準備費に含まれている処分費。 なお,準備費に含まれている処分費とは伐開,除根に伴うものとする。
- へ) 異種工事を含め1件工事として発注する場合は, 異種工事部分の金額
- (3) 基本共通仮設費率(Kr)は,「国土交通省土木工事積算基準」の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」別表第1 共通仮設費率 第1表の「公園工事」により算出する。
 - イ)Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 - n) 当該工事の施工場所が離島、山間へき地等の場合は、上表の基本共通仮設費率に補正係数1.3を乗じるものとする。なお、離島、山間へき地とは、施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれらに準ずる地区を言う。
 - n) 災害の発生等により、本要領において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定し、基本共通 仮設費率に乗じることができるものとする。

2.5 付加共通仮設費の算出

- (1) 付加共通仮設費は、2-1表基本共通仮設費、付加共通仮設費の内容のうち、該当する項目について、現場条件、設計・積算内容を的確に把握して算出する。
- (2) 付加共通仮設費は、2-4表の付加共通仮設費内訳表による。

2-4表 付加共通仮設費内訳表

第 号	付加共通例	页 設費	1 式当	áたり 内	可訳表	
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
付加運搬費		一式				本編2.5.1 付加運搬費の算出参照
付加準備費		一式				本編2.5.2 付加準備費の算出参照
付加事業損失防止施設費		一式				本編2.5.3付加事業損失 防止施設費の算出参照
付加安全費		一式				本編2.5.4 付加安全費の算出参照
付加役務費		一式				本編2.5.5 付加役務費の算出参照
付加技術管理費		一式				本編2.5.6 付加技術管理費の算出参照
付加営繕費		一式				本編2.5.7 付加営繕費の算出参照
計						

2.5.1 付加運搬費の算出

(1) 積上げによる付加運搬費は、2-5表の内訳表による。

2-5表 付加運搬費内訳表

第 号	付加運搬費 1式当たり内訳表							
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考		
建 設 機 械 分解・組立費	質量 20t以上	一式				建設機械運搬費含む		
仮設材等運搬費		一式						
計								

(2) 建設機械の分解・組立費は、2-5-1表により算出する。

2-5-1表 建設機械分解・組立費(建設機械運搬費含む)

建設機械分解・組立費 一式当たり算出表									
		機械	分解・組立	1回当たり分解・	金額				
名称	規格	台数	回数(運搬共)	組立費(運搬費共)	立 領	摘要			
		1	2	3	$1\times2\times3$				
使用機械名	00								
計									

- 注) 1. 分解・組立回数(運搬共)は原則として1回とする。なお,特別な理由により,一度搬入した機械を一時回送し,再度搬入する必要がある場合は,その回数に応じた金額を見込む。
 - 2. 名称, 規格は, 当該工事に使用する機械名, 規格を参考に計上する。
 - 3. 分解・組立費の算出は、国交省基準の重建設機械分解・組立てによる。
- (3) 仮設材等 (H鋼杭,鋼矢板,覆工板等) の運搬費及び積込み,積卸し費は,2-6表により算出する。

2-6表 仮設材等運搬費算出表

1	仮設材等:	運搬費 1	片道運搬距離=○○km								
名称	規格	運搬質量①	基本運賃	運賃割増率	特殊料金	片道の運搬費 ①×②×(1 +③)+④	仮設材の 積込・積卸費 ①×(注)8)				
○○仮設材		○○(t)	○○(A/t)	○○(%)	〇〇(用)	〇〇(円)	〇〇(円)				
○○仮設材		00	00	00	00	00	00				
小 計						5	6				
1往復						$5 \times 2 = 7$	$6 \times 2 = 8$				
計						⑦+⑧=仮設	材等運搬費				

- 注) 1. 名称, 規格は, 使用する仮設材等 (鋼矢板, H形鋼, 覆工板等) を計上する。 ただし, 型枠, 足場, 支保材, 橋 梁 ベント等は率に含むため, 計上しない。
 - 2. 運搬距離は、原則として最寄りの県庁所在地から現場までとする。
 - 3. 運搬質量①は、工程表等の資料から必要数量を決定する。
 - 4. 基本運賃②は、別途算出する。

5. 運賃割増率③は、基本運賃に必要に応じ次表の冬期割増し及び深夜・早朝割増しを行う。なお、深夜・早朝割増しについては、「製品長12m以内」に限り計上する。

2-6-1表 冬期割増率

割増項目	地域	期 『	割増率
	北海道の全域	自11月16	
	101422 - 1144	至 4月15	日
	青森県, 秋田県, 山形県, 新潟県, 長野県		
	富山県,石川県、福井県、鳥取県、島根県		
	の全域		
冬期割増し	岩手県のうち北上市, 久慈市, 遠野市, 二		2割増し
冬朔刮増し	戸市, 九戸郡, 二戸郡, 上閉伊郡, 下閉伊	自12月 1	日 2割増し
	郡,岩手郡,和賀郡	至 3月31	日
	福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会		
	津郡, 北会津郡, 耶麻郡, 大沼郡, 河沼郡		
	岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益		
	田郡,郡上郡		

2-6-2表 深夜・早朝割増率

割	増	時	間	割増率
午後10時から午前5時まで		•		3割増し

- 6. 特殊料金④は、自動車輸送船利用料、有料道路使用料等で必要に応じて計上する。なお、各料金には消費税を含まない金額を計上する。
- 7. 特別な理由により、一度搬入した仮設材を一時基地に回送し、再度搬入する必要がある場合は、その回数に応じた金額を見込む。

2.5.2 付加準備費の算出

積上げによる付加準備費は、2-7表の内訳表による。

2-7表 付加準備費内訳表

第	计 付力	1準備費	1式当たり内訳表					
名 称		形状寸法	数量	単位	単価	金額	備	考
○○処分費	00)	一式					
○○処分費	00		一式					
計								

注) 1. 処分費は,準備作業の伐開,除根に伴い発生する廃棄物の運搬及び処分に要する費用であり,直接工事費に計上したものは除く。

2.5.3 付加事業損失防止施設費の算出

積上げによる付加事業損失防止施設費は、2-8表の内訳表による。

2-8表 付加事業損失防止施設費内訳表

第	号	付加事業損失	付加事業損失防止施設費 1式当たり内訳表						
	名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考		
事業	損失防止施設	℃○仮施設	一式						
調査費		地下水位観測	一式						
	計								

- 注) 1. 事業損失防止施設費は、工事に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用であり、必要に応じて計上する。
 - 2. 調査費は、事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用であり、必要に応じて計上する。

2.5.4 付加安全費の算出

積上げによる付加安全費は、2-9表の内訳表による。

2-9表 付加安全費内訳表

第		号		付加安全費	1式当たり内訳表					
	名	称		形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考	
美	装	化	費		一式					
安皇	全管	7 理	員		00	人				
高圧	作業	美予 防	う費		一式					
	青	+								

注)安全管理員は、現場条件によって、鉄道等に近接した出入口等に安全管理要員を配置する場合に計上する。ただし、工事現場内の安全監視、不稼働日の保安要員等の費用は、基本共通仮設費に含む。

2.5.5 付加役務費の算出

積上げによる付加役務費は、2-10表の内訳表による。

2-10表 付加役務費内訳表

第		号		付加役務費	1 式当	たり内	訳表		
	名	称		形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
借	爿	<u>t</u>	料		一式				
基	本	料	金		一式				
	1	+							

- 注) 1. 営繕費に係る土地の借り上げ以外の理由で借地する場合は、次式により借地料 を算出し計上する。なお、次式に使用する土地価格は「国土交通省の公共用地 の取得に伴う損失補償基準」第25条に準じる。
 - ①宅地, 宅地見込地, 農地の場合 $A = B \times (C \times 0.06 \div 12) \times 使用月数$
 - ②林地, その他の場合 $A = B \times (C \times 0.05 \div 12) \times 使用月数$ ただし, A : 借地料(円), B : 借地面積(m²), C : 土地価格(円/m²)
 - 2. 基本料金は、電気、上下水道等の基本料金であり、必要に応じて計上する。なお、料金算出は電力会社等の「供給規定」による。

2.5.6 付加技術管理費の算出

積上げによる付加技術管理費は、2-11表の内訳表による。

2-11表 付加技術管理費内訳表

第 号	付加技術管理費 1式当たり内訳表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考	
品質管理費		一式					
計測機設置撤去費		一式					
計							

- 注) 1. 品質管理費は、品質管理基準に記載されている項目以外で、特記仕様書に規定 する品質管理試験費及びとりまとめ費を計上する。
 - 2. 計測器設置撤去費は、特殊な計測器を使用した計測を特記仕様書に規定した場合、その機器の設置、撤去費及びとりまとめ費を計上する。

2.5.7 付加営繕費の算出

積上げによる付加営繕費は、2-12表の内訳表による。

2-12表 付加営繕費内訳表

第		号	付加営繕費	1 式 🖁	当たり口	勺訳表		
	名	称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
監督	腎職 員	事務所		一式				
火	導	車		一式				
	i i	+						

- 注) 1. 基本共通仮設費に含まれていない監督職員事務所,火薬庫等の設置を現場説明 書又は,特記仕様書に規定した場合は,その費用を計上する。
 - 2. 監督職員事務所は、建物の設置・撤去及び損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、机・椅子等の備品に要する費用及び工事期間中の維持管理費を見込むものとし、次式により算出する。

 $Ek = A \times$ (監督職員事務所損料 $\times M$ +事務所設置撤去費) + t $\times M$

ただし、Ek:監督職員事務所に係る営繕費

A:建物面積 (m²)

M:月数(必要日数を30日で除し,小数第2位を四捨五入し,

小数第1位止めとする。)

t:備品費(机,いす,黒板,温度計,書箱,時計,エアコン,

消火器,湯沸器,ロッカー,応接セット)

注1. 上記 E kには電気, 水道, ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

注2. 事務所設置撤去費には必要日数にかかわらず維持管理費を含む。

3. 監督職員事務所を設置又は撤去のみを行う場合は下記による。 設置のみの場合

 $Ek = A \times$ (監督職員事務所損料 $\times M$ +事務所設置費) + $t \times M$ 撤去のみの場合

Ek = A× (監督職員事務所損料×M+事務所撤去費) + t×M 4. 火薬庫の積算は、周辺地域の条件等を踏まえて別途考慮する。

2. 6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算出

基本共通仮設費は、それぞれの敷地における工事ごとの基本共通仮設費対象額(本編 2.4基本共通仮設費の算出(2)参照)あるいは直接工事費に対する基本共通仮設費率により算出する。積上げによる付加共通仮設費においても、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

2.7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算出

同一敷地全体又は近接した敷地における基本共通仮設費対象額(本編 2.4基本共通仮設費の算出(2)参照)あるいは直接工事費の合計額に対する基本共通仮設費率により算出する。

2.8 設計変更の共通仮設費の算出

設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め,当初予定価格算出内 訳明細書の共通仮設費を控除した額とする。

2. 9 新旧積算要領の積算調整

旧積算要領で積算した工事に新積算要領で積算した工事を追加する場合,又は旧積算要領で積算した工事を設計変更する場合の共通仮設費は,次により算出する。

- (1) 追加工事の共通仮設費
 - イ) 追加工事の基本共通仮設費は(2.5)式による。

 $Kb = (P'+P) \times Krk - P' \times Kr' \cdots (2.5)$ 式

ただし、Kb : 追加工事等の基本共通仮設費(円)

P': 元工事の改正前の基本共通費対象額(円)

P: 追加工事の基本共通仮設対象額(円)

Krk: (P'+P)に対する改正後の基本共通仮設率(%)

Kr': P'に対する改正後の基本共通仮設率(%)

- p) 前記により算出された追加工事の基本共通仮設費(Kb)が負数となる場合は計上しない。
- n) 追加工事の付加共通仮設費は、本章 2.7 追加工事の共通仮設費の算出(1) p)に 準じて算出する。

(2) 設計変更後の共通仮設費

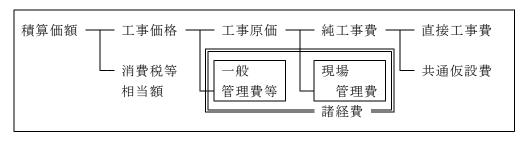
旧積算要領で積算した工事の設計変更は、旧積算要領により積算する。

3章 諸経費

3. 1 諸経費の構成

諸経費は、現場管理費と一般管理費等によって構成される。積算価額の中に占める諸経費の位置付けは、図3.1による。

図3.1 諸経費の位置付け



3.2 諸経費の内容

(1) 現場管理費

現場管理費は、施工に伴う現場管理に必要な共通仮設費以外の経費として見込むものであり、その項目と内容は3-1表による。

3-1表 現場管理費の内容

項目	内容
	現場労働者に係る費用で、募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び
	解散手当を含む),慰安,娯楽及び厚生に要する費用,直接工事費及
労務管理費	び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用,賃金以
	外の食事,通勤等に要する費用,労災保険法等による給付以外に災害
	時に事業主が負担する費用
安全訓練等に	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
要する費用	
租税公課	固定資産税,自動車税,軽自動車税等の租税公課。ただし,機械経費
	の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く),工事保険,
	組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
従 業 員	現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び
給料手当	賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び
) = ==t	運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
V	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保
法定福利費	険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共
	済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、
	文化活動等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品,新聞,参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
交際費	現場への来客等の対応に要する費用
	施工に伴って通常発生する物件等の損傷の補修費及び騒音、振動、濁
補償費	水,交通騒音等による事業損失に係る補償費
	ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外注経費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
工事登録等に	工事実績等の登録に要する費用
要する費用	
動力,用水	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電
光 熱 費	力,用水,ガス等の費用(基本料金を含む。)
公共事業労務費	
調査に要する費用	
雑費	上記に属さない諸費用

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、施工に当たる企業の継続運営に必要な費用として見込むものであり、一般管理費及び付加利益からなり、その項目と内容は3-2表による。

3-2表 一般管理費等の内容

項目	内容
	1)役員報酬(取締役及び監査役に対する報酬)
	2)従業員給料手当(本店及び支店の従業員に対する給料,諸手当及
	び賞与)
	3)退職金(退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とな
	らない役員及び従業員に対する退職金)
	4)法定福利費(本店及び支店の従業員に関する労災保険料,雇用保
	険料,健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額)
	5)福利厚生費(本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽,貸与被服,
	医療、慶弔見舞い等、福利厚生等、文化活動等に要する費用)
	6)修繕維持費(建物,機械,装置等の修繕維持費,倉庫物品の管理
	費等)
	7)事務用品費(事務用消耗品費,固定資産に計上しない事務用備品
	費、新聞、参考図書等の購入費)
	8)通信交通費(通信費,交通費及び旅費)
40. K*	9)動力・用水光熱費(電力、水道、ガス、薪炭等の費用)
一般管理費	10)調査研究費(技術研究、開発等の費用)
	11)広告宣伝費(広告、公告、宣伝に要する費用)
	12)交際費(本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用) 13)寄附金
	13) 前附並 14) 地代家賃(事務所,寮,社宅等の借地借家料)
	14) 地代家員(事務所, 景, 社七寺の信地信家杯) 15)減価償却費(建物,車両,機械装置,事務用備品等の減価償却額)
	16)試験研究費償却(新製品又は新技術の研究のため特別に支出した
	費用の償却額)
	17) 開発費償却 (新技術又は新経営組織の採用,資源の開発,市場の
	開拓のため特別に支出した費用の償却額)
	18) 租税公課(不動産取得税,固定資産税等の租税及び道路占用料,
	その他の公課)
	19)保険料(火災保険及びその他の損害保険料)
	20)契約保証費(契約の保証に必要な費用)
	21)雑費(電算等経費, 社内打合せ等の費用, 学会及び協会活動等諸
	団体会費等の費用)
	1)法人税,都道府県民税,市町村民税等
	2)株主配当金
付 加 利 益	3)役員賞与金
	4) 内部留保金
	5)支払利息及び割引料,支払保証料その他の営業外費用

3.3 諸経費の細目別内訳書

(1) 諸経費の細目別内訳書は、3-3表による。

3-3表 諸経費細目別内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(B)共通費						
(2)諸経費		一式				
現場管理費		一式				本編3.4 現場管理費の算出参照
一般管理費等		一式				本編3.5 一般管理費等の算出参照

(2) 現場管理費の計上金額は、1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。) また、一般管理費等の計上金額は、工事価格に応じてその端数を本編3.5一般管理費等の算出によって求められた金額の範囲内で調整する。

3. 4 現場管理費の算出

(1) 現場管理費は、その工事の現場管理費対象額に対する現場管理費率を用いて(3.1)式により算出する。

 $J = Np \times (Jo+n)$ ····· (3.1) 式

ただし, J:現場管理費(円)

Np: 現場管理費対象額(円)

Jo: Npに対する現場管理費率(%) n:現場管理費率の補正率(%)

(2) 現場管理費対象額(Np)は,(3.2)式による。

Np=直接工事費+共通仮設費+支給品費 ·····(3.2) 式

ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は現場管理費対象額に含めない。

- イ) 鋼桁,門扉等の工場製作に係る材料費,製作費,工場塗装費,工場管理費等の工場製作原価
- n) 直接工事費に含まれている処分費(受入費)及び共通仮設費の付加準備費に含まれている処分費。なお、付加準備費に含まれている処分費とは伐開、除根に伴うものとする。
- ハ) 異種工事を含め1件工事として発注する場合は, 異種工事部分の金額

- (3) 現場管理費率(Jo)は,「国土交通省土木工事積算基準」の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」 別表第2 現場管理費率 第1表の「公園工事」により 算出する。
 - イ) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- (4) 現場管理費率の補正率

積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は、上表の現場管理費率に下記a.~g.により求めた補正率を加算する。なお、積雪寒冷地域とは、人事院規則で寒冷地手当を支給するために指定された地域とする。

- a. 現場管理費率の補正率(%)=冬期率×補正係数
- b. 冬期率(%)=冬期の工事期間(準備,後片付けを含む)÷全工事期間
- c. 工事期間(日)=準備,後片付けを含む工事期間
- d. 冬期の期間と適用地域区分は、次表による。

冬期の期間	適用地域
11/1~3/31	北海道,青森県,秋田県
12/1~3/31	上記以外の積雪寒冷地

e. 積雪寒冷地域区分別補正係数は、次表による。

積雪寒冷地域区分	補正係数
1 級 地	1.8
2 級 地	1. 6
3 級 地	1. 4
4 級 地	1. 2

- f. 冬期率,補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- g. 2つ以上の地域にまたがる場合は、大きい方の補正係数を適用する。
- (5) 災害の発生等により、本要領において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定し、現場管理費率に乗じることができるものとする。

3.5 一般管理費等の算出

(1) 一般管理費等は、その工事の一般管理費等対象額に対する一般管理費等率を用いて(3.3)式により算出する。

 $G = Cp \times Gp \cdots (3.3)$ 式

ただし, G:一般管理費等(円)

Cp:一般管理費等対象額(円)

Gp: Cpに対する一般管理費等率(%)

(2) 一般管理費等対象額(Cp)は,(3.4)式による。

Cp = 直接工事費+共通仮設費+現場管理費 ····· (3.4)式 ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は一般管理費等対象額に含めない。

- (1) 資材等を支給する場合の支給品費
- (3) 一般管理費等率(Gp)は,「国土交通省土木工事積算基準」の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」別表第3 一般管理費等率により算出する。
 - イ) Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 - n) 一般管理費等率は、社会状況(景気の動向)等を勘案して定めるものとするが、通常はこの率により算出する。

(4) 一般管理費等率の補正

発注者が金銭的保証を必要とする場合は、契約保証費として、3-4表により補正値を加算するものとする。

3-4表 契約保証に係る一般管理費等率の補正値

	保証の方法			
ケース1	発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約基準第4条第1項を採用する場合)	0.04		
ケース 2	発注者が金銭的保証を必要としない場合	補正しない		

注) 1. 発注者が金銭的保証を必要としない場合としては、予算決算及び会計令 第100条の 2 第 1 項 1 号の規定により工事請負契約書を省略できる工事請負契約である場合等 がある。

3.6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の諸経費の算出

- (1) 現場管理費は、それぞれの敷地における工事ごとの現場管理費対象額(本編3.4 現場管理費の算出(2)参照) あるいは純工事費に対する現場管理費率により算出する。
- (2) 一般管理費等は、それぞれの敷地における工事ごとの工事原価(一般管理費等対象額)の合計額に対する一般管理費等率により算出する。

3.7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の諸経費の算出

- (1) 現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地における現場管理費対象額(本編3.4現場管理費の算出(2)参照)あるいは純工事費の合計額に対する現場管理費率により算出する。
- (2) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価(一般管理費等対象額)の合計額に対する一般管理費等率により算出する。

3.8 設計変更の諸経費の算出

(1) 設計変更の現場管理費

現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初予定価格算出内訳明細書の現場管理費を控除した額とする。

(2) 設計変更の一般管理費等

一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、 当初予定価格算出内訳明細書の一般管理費等を控除した額とする。

3.9 新旧積算要領の積算調整

旧積算要領で積算した工事に新積算要領で積算した工事を追加する場合,又は旧積算要領で積算した工事を設計変更する場合の諸経費は,次による。

(1) 追加工事の諸経費

(1) 追加工事の現場管理費の算出は(3.9)式による。なお、現場管理費率の補正がある場合は、別途考慮する。

ただし, J:追加工事の現場管理費(円)

Np': 元工事の改正前の現場管理費対象額(円)

Np:追加工事等の現場管理費対象額(円)

Jok: (Np'+Np)に対する改正後の現場管理費率(%)

Jo': (Np')に対する改正後の現場管理費率(%)

p) 元工事が土木工事のみの場合の一般管理費等は,(3.10)式による。

 $G = (Cp' + Cp) \times Gok - Cp' \times Go'$ · · · · · · (3.10) 式

ただし, G : 追加工事の一般管理費等(円)

Cp': 元工事の改正前の一般管理費等対象額(円)

Cp: 追加工事の一般管理費等対象額(円)

Gok: (Cp'+Cp)に対する改正後の一般管理費等率(%)

Go': Cp'に対する改正後の一般管理費等率(%)

n) 前記により算出された追加工事の諸経費(J,G)が負数となる場合は,計上しない。

(2) 設計変更後の諸経費

旧積算要領で積算した工事の設計変更は、旧積算要領により積算する。

5編 消費税等相当額

1章 一般共通事項

1. 1 適用範囲

本編は、土木工事及びこれらに類する工事の消費税等相当額の積算に適用する。

1. 2 一般事項

消費税等相当額は、消費税法に定める消費税及び地方税法に定める地方消費税相当分を 積算する。

2章 消費税等相当額の算出

2. 1 消費税等相当額の算出方法

消費税等相当額は,消費税及び地方消費税相当分を含めないで算出した工事価格に,消費税及び地方消費税とを合わせた税率を乗じて得た額とする。

 $S = C p \times S r$

ただし, S :消費税等相当額(円)

Sr:消費税及び地方消費税とを合わせた税率

Cp:消費税及び地方消費税相当分を含まないで算出した工事価格(円)

2. 2 消費税等相当額の端数整理

消費税等相当額の算出に当たって、1円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てる。

6編 複合単価算出表

1章 一般共通事項

1.1 適用範囲

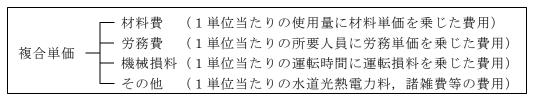
本編は、土木工事及びこれらに類する工事の複合単価の算出に適用する。

ただし,文部科学省土木工事標準仕様書の記載内容と相違する仕様を特記により規定する場合や社会情勢,経済情勢等の変動が著しい場合など,本編により難い場合は,別途考慮する。

1.2 複合単価の構成

複合単価は原則として、本積算要領に記載した標準歩掛に基づき、1.1図に示すとおり、材料費、労務費、機械器具損料、その他で構成されている。

1.1図 複合単価の構成



- 注) 1.1 単位当たりの材料使用量には、切りむだ、破損、飛散等のロス分が含まれている。
 - 2.1単位当たりの所要人員には、材料の小運搬、手待ち時間等のロス分が含まれている。

1.3 単価採用資料

複合単価表を構成する材料費, 労務費, 機械器具損料, その他の単価採用資料は, 3編単価 1章1.2単価算出共通事項による。